

合法的戦争¹の概念から考える戦争論

豊田真史

1. 初めに

戦争は人間がもたらす悲惨な現実である。わたしたちはこの現実に対してどのように向き合っていけば良いのだろうか。2022年ロシアがウクライナに侵略したことは、私自身衝撃を受けた事柄である。この21世紀において、国家がとりわけロシアのような大国がウクライナへの侵略を堂々と開始した。国際社会もウクライナを支援するものの、世界は決して一致団結してこの侵略に戦っているわけではない。現代において、わたしたちは戦争の問題をどのように考えていけばよいのだろうか。ただ傍観者として、捉えるのではなく今生かされている者として思考し、行動していく必要があるのではないか。ただ焦燥感だけが募る中で、なんとか思索し、行動の指針を得たいというのがこの論文の趣旨である。

キリスト教会も二千年間に渡って、戦争の問題に取り組み続けてきたが、戦争をこの世から根絶できていない。むしろ、核の問題を含めて現実には、深刻さが増しているというのが、わたしたちが直視しなければならない世界であろう。この論文を作成しつつ、きっかけとなる文章があったので紹介したい。「正義」を論じた中で、ティリッヒの境界線の概念を説明したものである。

「境界線上に立つということは、未決定、優柔不断、折衝主義を意味しない。それは不断の緊張関係を迫られることであり、深刻なジレンマに陥ることと紙一重である。しかし、境界線の両側を自由に往来することができれば、そこには生の躍動感が満ち溢れ、一方の側に制限されることのない

¹ 合法的戦争とは後に触れるウエストミンスター信仰告白で使われている用語である。一般的には「正しい戦争」「正義の戦争」などと呼ばれる。本論文では統一して合法的戦争の用語を用いることとする。

い新たな可能性に対して開かれることもできる。我々は一方の側に固執し続けることによって、思想的には袋小路に行き詰まり、現実的には有効な打開策を示せず、無力となり、閉塞感に苦しんでいる。先ず、我々は意識的に、境界線上に立つという自覚から始めなければならないであろう」²。

そのような境界線上に立ちつつ、結論的でなく、絶えず模索している筆者の姿を表している。独断的、イデオロギー的な思考は、統一的で考える必要がないのかもしれないが、そのようなところに現実を考える視座は与えられないだろう。本論文を通して、戦争を考えていきたい。とりわけ合法的戦争の概念を用いて、キリスト教倫理の立場から戦争について論じていく。

2. 合法的戦争の源流 トマス・アキナスの場合

合法的戦争（ウエストミンスター信仰告白の用語）はいわゆる正戦論にその源流を見ることができる。正戦論とは、何らかの状況の中で、戦争が正当化される場合があることを論じたものである。最初に正戦論を唱えたのは、教父アンブロシウスであると言われ、その後アウグスティヌスによって展開された。そのアウグスティヌスの議論をもとに、正戦論を論じ、後にまで影響を与えたのが中世の神学者トマス・アキナスであった。

トマス・アキナスは正しい戦争のために以下の三つを挙げている。少し長い引用しておく。

「ある戦争が正しいもの(*instum*)であるためには、三つのことが必要になる。第一は、その人の命令によって、戦争が遂行されるどころの君主の権威がそれである。(中略)

第二には、正当な原因が必要とされる。例えば、攻撃されている人たちが、何らかの罪のために攻撃を受けるに値するような場合である。だから

² 近藤剛(2013年)『キリスト教思想断想』ナカニシヤ出版、149-150頁。この箇所は正義を取り扱ったところで取り上げられており、本論文とも関係が深いため引用した。

して、アウグスティヌスは『問題集』において『正しい戦争とは不正を罰するところのものと定義されるのが普通である。すなわち、民族や国が、その成員によって不正になされたことを糾すのを怠ったり、不正によって横領したものを返却するのを怠ったりして罰せられるべきである時に、その不正を罰するのである』とのべている。

第三に戦争する人達の意図が正しいことが要求される。すなわち善を助長するとか、悪を避けるとかということが意図されていなくてはならない」³。

そのように正しい戦争とそうでないものを認識し、論じようとしたのである。これらは、為政者たちによって、戦争を正当化する口述を与える面が存在することは確かである。しかし正戦論は戦争に対して、本来は法的な観点から批判する視座を与えることができると言えるであろう。近藤勝彦氏も次のように指摘している。

「第二次世界大戦における日本の戦争に対して、『正当な戦争』の視点から、その条件を満たしていたか否かを吟味し、『正当な戦争』の法的規準からあの戦争の不当性を追求する議論もあり得たはずであるが、教会の議論としてそうした議論はほとんど見当たらず、あらゆる戦争そのものの罪悪性、不合理性を指摘するに止まっている・・・戦争についての考察は、ほぼイデオロギー的であって法的でないのが現実である」⁴。

そのように述べ、法的に考察し議論を展開する必要を述べている。正戦論はあえて言うならば、平和への取り組みとすることができる。ある一定の枠組みの中で、考察し、検討していくことは益のあることではないだろうか。

³ トマス・アキナス著、大鹿一正・大森正樹・小沢孝共訳（1997年）『神学大全17』創文社、80-81頁。

⁴ 近藤勝彦（2009年）『キリスト教倫理学』教文館、217頁。

3. ウェストミンスター信仰告白における合法的戦争の理解

(1) ウェストミンスター信仰告白 23 章

合法的戦争の思想は、宗教改革を経て、宗教改革以降の信条にも流れ込んでいる。例えば、第二スイス信仰告白 30 章、アイルランド箇条第 62 条、39 箇条第 37 条などに合法的に武器を取ることができることが記されている。とりわけ、今日の教会でも用いられ、よく知られているのがウェストミンスター信仰告白である。第 23 章 2 節には次のように記されている。

「キリスト者は為政者の職務に召される時、それを受け入れて果たすことが合法的である。その職務の執行に当たって、彼らはそれぞれの国の健全な法律に従いつつ、特に敬虔と正義と平和を維持するようにすべきである。同様に、その目的のために、彼らは新約の下にある今日も、公正で、やむ得ない場合に、戦争を行うことは、合法的で、許される」⁵。

この信条を手がかりとして、わたしたちが今日考えるべきことをいくつか考えてみたい。

(2) ウェストミンスター信仰告白作成時の歴史的背景

まずこの信仰告白が作成された、歴史的背景を確認しておきたい。この信仰告白はピューリタン革命の最中、1643 年—1649 年に開かれたウェストミンスター神学会議によって生み出されたものである。この会議では内戦（国王と議会とで戦争状態にあった）の一つの当事者であった、イングランド側が教会政治を再び整えた形にすることが当初の目的であった。当初は新しい信条を作成する予定はなかった。三十九箇条で神学者たちはよしとしていたのである。しかし、その後戦況が変化し、イングランド議会側が不利な状況となった。そこでイングランド議会がスコットランドに対して軍事援助を求めた。スコットランドは軍事援助の条件として、スコットランドの宗教を維持し保持するために、「宗教の統一」を求めた。そこ

⁵ 村川満、袴田康裕訳（2009 年）『ウェストミンスター信仰告白』一麦出版社、138 頁。

で結ばれたのが、「厳粛な同盟と契約」であった⁶。そこから信条・政治基準・礼拝指針が作成されるに至る。

これらから分かることは、第一に戦争の最中にこの信条が作成されたということである。また時代としても大陸において、三十年戦争が行われていた時代であった。プロテスタント諸教会も戦争の最中にあった。そして当時のカトリックの理解によれば、プロテスタントは異端であり、戦争によって、武力制圧される可能があったのである。それゆえプロテスタント諸教会が武力によって抵抗するということは、ある意味で当然のことでもあったと言えよう。

第二に信仰告白の文言は再洗礼派の理解が背景にある。「キリスト者は為政者の職務に召される時、それを受け入れて果たすことが合法的である」とあり、公的な職務を遂行することがキリスト者にふさわしいことが述べられている。当然のことに思えるかもしれないが、これは再洗礼派が国教会制度とまた社会的な秩序をも否定し、混乱を招いていたことに起因する。すべて詳細に見ることができないが、例えば当時の再洗礼派の信仰告白に次のような一文がある。

「為政者になることは、為政者当局の務めは肉に従ったものであるのに、キリスト者の務めは霊に従っているかぎりには、キリスト者にふさわしくない、ということは留意しなければならない。彼らの住まいはこの世にあるが、キリスト者のそれは天にある」⁷。

とあるように公的な職務に就くことをも否定した。そして軍事的な行使についても

⁶ これらのウエストミンスター神学会議の歴史は下記を参照。ウィリアム・ベヴァリッジ著、袴田康裕訳(2005年)『ウエストミンスター神学会議の歴史』一麦出版社。松谷好明(2000年)『ウエストミンスター神学会議 その構造化』一麦出版社。

⁷ 出村彰訳(1994年)『宗教改革著作集 8 「シュトライトハイム信仰告白」』教文館、94頁。

「剣は神の定めであるが、それはキリスト者の完全とは異質のものである」⁸。

としてこれを否定している。宗教改革派たちは、社会を否定し、この世から離れた形での再洗礼派の主張を共通して非難したのであった。この理解をウエストミンスター信仰告白も受け継いでいると言えよう。

(3) ウエストミンスター信仰告白の今日的意義

「公正で、やむを得ない場合に、戦争を行うことは、合法的で、許される」との表現は大変抑制の効いた表現であると言えるであろう。戦争の最中にこの信仰告白は書かれている。そう考えるならば、何か好戦的に物事を捉えようとしているのではないことがわかる。極端な形で戦争を賞賛しているわけではない。またこの信仰告白が前提にしている、再洗礼派の秩序を否定するような急進的なあり方は、できないものとして退けられている。

そのように歴史的な文脈の中でこの信仰告白が生み出されているわけであるが、これらの今日的な意味はなんだろうか。

それは、聖書が語る罪の現実をよく捉えているということである。人間が罪人であるというのは、旧新約聖書を貫いて語られている事柄である。それは新約以後の時代も同様である。それゆえ楽天的に、この世を神の国とは同一視しない。ウエストミンスター研究者の袴田はこの2節の箇所を解説して次のように語っている。

「戦争をいたずらに正当化し、鼓舞するような文章として読むのは全くのお門違いと言うべきでしょう。合法的戦争の規定とは、私は聖書的なリアリズムの規定と考えてよいと思います。この世は罪人の世界です。悪が力を奮うことがあります。その際わたしたちがやむをえず、力で抵抗しなければならぬことも起こりうるのである」⁹。

⁸ 同上、93頁。

⁹ 袴田康裕編(2009年)『平和をつくる教会をめざして』一麦出版社、254頁。

そのように罪の現実を直視し、「抵抗する側の権利」についての言及している¹⁰。当然のように思えるかもしれないが、「抵抗する側の権利」について袴田が言及しているのは大変興味深い。絶対平和主義の思想ではそのようなことを容認されない。まさに武力を行使することは悪だからである。しかし現実には、ドイツがナチスのような悪魔的な政権を生み出したこと、今日のウクライナにおけるロシアの一方的な侵略など、私たちにはまさに「敬虔と正義と平和を維持」する必要があることがあるのではないだろうか。そのことを無視し、ただ口先だけで平和を求めることは、責任的にあるいは応答的に生きる人間とは言えない。

しかしこの信条が作成された当時と今日の戦争も大きく変化しているということも一言しておく必要であろう。日本においても二度の被曝経験からわかるように、その破壊性、残酷性は言うまでもないほどである。それゆえ、この条項から安易に戦争を肯定することはできない。しかしそのようなことをも念頭におきつつも、正しく抵抗する側の権利を保持することは、至当なことである。またこの合法的戦争の立場を保持することは、不必要な悪が蔓延することを防ぎ、現実の中で思索することを可能にするのではないだろうか。

4. カール・バルトにおける合法的戦争（正戦論）批判とその展開¹¹

（1）カール・バルトの歴史的背景

近代の神学にとって非常に大きな影響力があるのは、カール・バルトである。彼の膨大な著作『教会教義学』を頼りにして、合法的戦争（正戦論）について論じていきたい。彼はこの議論を創造論VI＜創造者なる神の戒めについて＞55節生への自由の中で論じている。バルトの神学を展開していく中で明らかになっていくことであるが、彼はいわゆる絶対平和主義者でも戦争支持者でもない。それはかつて、神学の教授達が皆、第一次大戦に賛成し、そのことに衝撃を受け、あの『ローマ書』が書かれた、そのよう

¹⁰ 同上、255頁。

¹¹ 近藤勝彦（2009年）『キリスト教倫理学』教文館、より詳細な理解は本書を参照されたい。

な背景もあり、戦争に対して、自動的に容認することはしない。しかし一方で彼はスイス人であったが、ドイツ告白教会に協力し『バルメン宣言』を起草し、ナチスに抵抗した。彼は戦後ではあるが、キリスト教倫理の基本線について次のように述べている。

「人間よ。何が善であるかは、汝に対して語られている”。キリスト教倫理は、人間に対して語られていることを反覆し、人間の言葉と概念で神の戒めを反覆しようとする試みである・・・したがって、キリスト教倫理は、意識と呼ばれるもので始まるのではなくて、聞くことによって、始まる」¹²。

バルトにとって、ナチスとの関係で戦ったのは、この点が大きかったのではないかと考えられる。事実それは、彼のナチスとの対峙のあり方においても現れている。彼は、ヒトラーが政権を奪取した当初から異教的・偶像礼拝的な要素を見抜いており、「ドイツ国民が偽りの神を礼拝し始めるのを、私がこの目で見たからにはかたがたなりません。この時私は本能的に行動しました。これを拒否しなければならないなどと反省する必要はまったくなかったのです」¹³と述べている。そして彼は、第三帝国が始まったところに行った講演題は「神学の公理としての第一戒」であり、「あなたには、わたしをおいてほかに神があってはならない」という戒めに教会と神学が依拠すべきであると主張し、神の言葉から聞くことによって、ナチスと戦っていることがわかる。それゆえ倫理的状況に対して“原理的に”結論を述べることを退けるのである。彼によれば、第一次対戦後、戦争が片付いたと唱えられた時代があったにも関わらず、以下のように述べている。

「戦争はわれわれにとって理論的にも決して、片付いた問題ではなく、

¹² カール・バルト著、井上良雄編訳（1989年）『カール・バルト戦後神学論集』新教出版社、9頁。

¹³ エーバーハルト・ブッシュ著、小川圭治訳（1995年）『カール・バルトの生涯』新教出版社、317頁。

それどころかわれわれが今日、ますますもって、全く真剣に取り組んで、逃げてはならない問題なのである」¹⁴。

楽観的な戦争に対する見解に立たないということ明確にしている。今ある現実から彼の思惟は出発しているのである。それにしてもこれから展開するバルトの主張は今から 70 年前の議論である。そこには当然歴史的制約がある。今日のように、テロリズムが横行し、グローバル化がこれほどに進展した状況下でもない。それゆえ、直接的にバルトの主張を適用することはできない。しかしそれにも関わらず、彼の正戦論の批判とその展開には、ある大切な視座をわたしたちに提供してくれる。

(2) カール・バルトの合法的戦争（正戦論）への批判

バルトは、コンスタンティヌス以後[すなわち国教会としての教会の体制]の教会のあり方を批判しつつ、そこには驚くべき方向転換があり、それ以前の教会の戦争に参加しないという静かなる態度が失われたとする。そして今日の戦争を考えるのに彼によれば

「戦争の現実を視覚的な錯覚なしに直視するよう、ただ単に能力を与えられているだけでなく、むしろ本来、そうするよう強いられ、またいずれにしても呼び出されているということは、おそらくまさにキリスト教倫理学からみて、希望のもてることである。戦争は何とはっきりと嫌悪すべきものとなったことであろう」¹⁵。

そのように語り、戦争をはっきりと今日的な文脈において、否定する。それゆえ、コンスタンティヌス以後展開された神学へと回帰することはできないと述べている。彼の場合原理的に、固定的に倫理状況に対して、意見を述べることはしないが、しかし戦争も原理的に肯定されることはない

¹⁴ カール・バルト著、吉永正義訳（1980年）『教会教義学 創造論IV/3<創造者なる神の戒めについて>』新教出版社、516頁。

¹⁵ 前掲書、270頁。

のである。

そのコンスタンティヌス以降の神学が合法的戦争（正しい戦争）を展開したことと関連して、神学と教会は、この戦争という集団殺害に対して「距離をとり（distanzierend）、延期させる運動」の必要性が主張されている。そのような働きをしないのは、

「そこでは教会と神学は味を失った塩となり、物言わぬ犬——その時、すべての側から踏みつけられるとしても驚いてはならない、物言わぬ犬——となってしまった」¹⁶。

として、戦争の議論に対して、一方的に肯定し原理的に戦争を促進させることを拒否したのである。戦争の最中のプロパガンダ（ドイツにおいてナチスが展開したような）のような喧騒な状況から神学と教会が一步身を引いて、距離を取ることが言われている。これは、何も発言を控えるということの意味しない。現実の状況の中で飲み込まれ、教会と神学が味を失った塩味になることを警戒したのである。前述したようにバルトは、戦争の問題を真剣に捉え、逃げてはならない問題であると認識していた。それゆえ、戦争の問題に直面して、思考停止に陥るのでも戦争肯定に全面的に走るのではなく、徹頭徹尾、状況に即して、神の戒めに聴従することが彼にとって重要であった。そのようにこの世を罪ある世界であるからと批判的に捉えて、

「したがって原理的に正当なものであり、繰り返し戦争が起こる時、この世において致し方ないことであり、したがってそれは秩序になかったことであり、またキリスト信者たちも当然のこととして戦争に参加しなければならないであろうという悪魔的教えに対して反対していくべき委託もっている」¹⁷。

¹⁶ 前掲書、276頁。

¹⁷ 前掲書、282頁。

と言う。これらは繰り返しになるが、絶対平和主義を語っているのではない。それは後の(2)で展開される平和主義批判からも明らかである。それにも関わらず、やはり前提的に戦争を肯定し、神の創造の秩序に適ったものであるというような考えを退けているのである。神の創造の秩序とは、本来神との交わりに生きることである。それはすなわち“命”であり、戦争の現実はそのような“命”から人間を疎外させると言い換えることができるかもしれない。

また国家役割についても彼は次のように述べている。

「国家の正常な課題は——そして、そのことが、キリスト教倫理がこのところで何より先に、頭にたたきこんでおかなければならないことであるが——、内に向かってと外に向かって、人間的な生[命]を保持し促進することである」¹⁸。

その本質は戦争を常備することではなく、神の似姿 (imago Dei) に創造された者として、その生を守ることが本来的な役割であると語られる。しかし国家というのは、ナチスがそうであったように悪魔化する。それに対して教会はこの悪魔的な教え、すなわち戦争に参与しなければならないという教えに対して、抵抗する必要を語っている。

(3) カール・バルト平和主義批判

以上がバルトのコンスタンティヌス以降に展開された合法的戦争(正戦論)に対する批判であった。それにも関わらず、彼は絶対平和主義の立場をとることをしなかった。繰り返しとなるが彼は原理的に戦争を肯定すること、あるいは否定することを拒んだ。「平和主義的命題の絶対化に対して距離」¹⁹をとるということが明言されている。それはなぜか。彼にとっては、十戒の第六の戒め、「殺してはならない」²⁰から「汝は戒めを聞いてい

¹⁸ 前掲書, 279 頁。

¹⁹ 前掲書, 284 頁。

²⁰ 共同訳聖書実行委員会 (1993 年) 『聖書 新共同訳』日本聖書協会, 126 頁。

るか。汝はその恐ろしい現実の中で戦争を直視しているか」²¹ということが問いなのである。すなわちこのような倫理的状況において、それをあたかも“教義”のように扱い、「確かにゆるされない彼らの倫理的絶対主義」²²に陥っているのではないかということである。すなわち神の言葉に聞くのではなく、平和主義者たちは、平和そのものが目的となり、その概念を絶対化し、神の言葉でない何か違うイデオロギーや原則を持ち込もうとする姿勢を批判しているのである。

(4) バルトに対する筆者の評価と適用

以上、バルトの合法的戦争とまた平和主義の双方の批判を見てきた。バルトの評価すべき点はこの倫理的な状況に際して、原理的に戦争を肯定も否定もしていない点である。当然のことものようにも思えるが、一方の側に固着すれば、思考停止となり、現実を正しくみることができなくなるのではないだろうか。彼はその上で、その正しい生へと人間が生きる道を神学的に思索し、その平静なる場所として教会が用いられるように願っていることは共感できる。熱狂主義的にどちらかに走るのではなく、神の前にその点、人間の現実を見、その上で議論を展開しているのである。また何かのイデオロギーに囚われ、倫理的絶対主義に陥ることを批判し、神の言葉に絶えず聞くことは、倫理的状況が教義のように固定化し得ず、思考することを求められている。この意味で絶対平和主義の場合、状況によってはより悲惨な事柄が起り得る。

5. 結論

以上、トマス・アクィナスからウエストミンスター信仰告白、近代の神学者カール・バルトに至るまで合法的戦争について概観してきた。戦争は確かに悲惨なものであり。わたしたちはどこまでも平和を希求していくこ

²¹ カール・バルト (1980年), 294頁。

²² Karl Barth (1951), *Die Kirchliche Dogmatik, IV/3*, Zürich, p.524. Unzulässigen ethischen Absolutismus ihrer These と記されており、ゆるされないよりも「容認できない彼らの倫理的絶対主義」とした方がよいか。

とが求められている。その中でキリスト教では、現実的にどのようにして平和を構築していくか具体的に思索を重ね、議論を積み重ねてきた。戦争という主題は、極めて感情的になりやすい議論である。しかし罪ある現実の中でどのように具体的に現実に対処していけば良いかということの伝統がこの合法的戦争の考え方である。もちろんこれが一人歩きし、積極的に戦争へと利用されることがあってはならない。しかし合法的戦争の概念は、その中で戦争に対して、批判的視座を与えることができる。また人間の罪の現実を見据えて、「抵抗する側の権利」を考慮していくためにも、ある一定の役割を果たすことができると考える。合法的戦争の概念は好戦的でも絶対平和主義でもない。しかしその「殺してはならない」という戒めに聞き、この罪ある世界の中で平和へ向けたその境界線で思索していくことが大切なのではないだろうか。倫理的な状況に絶対的な基準を持ち込むことは思考停止につながってしまう。わたしたちに何が求められているのか、絶えず問い、生きていく必要がある。

【参考文献】

- 出村彰訳（1994年）『宗教改革著作集 8 「シュトライトハイム信仰告白』』教文館。
- 袴田康裕編（2009年）『平和をつくる教会をめざして』一麦出版社。
- 石川明人（2016年）『キリスト教と戦争』中公新書。
- Karl Barth (1951), *Die Kirchliche Dogmatik, IV/3*, Zürich.
- カール・バルト著、吉永正義訳（1980年）『教会教義学 創造論IV/3<創造者なる神の戒めについて>』新教出版社。
- 近藤剛（2013年）『キリスト教思想断想』ナカニシヤ出版。
- 近藤剛（2023年）『尚古の思想』ナカニシヤ出版。
- 近藤勝彦（2009年）『キリスト教倫理学』教文館。
- 共同訳聖書実行委員会（1993年）『聖書 新共同訳』日本聖書協会。
- 松谷好明（2000年）『ウエストミンスター神学者会議 その構造化』一麦出版社。
- 村川満、袴田康裕訳（2009年）『ウエストミンスター信仰告白』一麦出版社。
- トマス・アクィナス著、大鹿一正・大森正樹・小沢孝共訳（1997年）『神学大全 17』創文社。

ウィリアム・ベヴァリッジ著, 袴田康裕訳 (2005年) 『ウエストミンスター神学会議の歴史』一麦出版社。